

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
度会町	大久保地区	令和3年5月27日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

大久保地区内農地の耕作者平均年齢は69.4歳。  
後継者の目途がついていない農地が4.5haある。  
水田については中心経営体が5haの引受意向があるが、茶畑については現在の中心経営体の意向では現状維持であるため、新たな担い手の確保や、現中心経営体への農地の集約化等により作業効率を高め、地区の農地の維持に努める。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田は、中心経営体である認定農業者の法人Aに集積・集約化することにより、作業の効率化を図る。

茶畑は、現在の耕作者で出来る限り耕作を継続していくこととし、中心経営体である法人Bに対し、効率の悪いほ場を除いた機械化できる茶畑を、ほ場の入れ替えをすすめながら集積・集約化をすすめる。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (現経営面積含む)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	法人A	水稲	0.58 ha	水稲	5.58 ha	大久保
認農法	法人B	茶	4.49 ha	茶	4.49 ha	大久保
認農法	法人C	茶	1.50 ha	茶	1.50 ha	大久保
認農	農業者A	水稲、茶	1.87 ha	水稲、茶	1.87 ha	大久保
	農業者B	水稲、茶	0.55 ha	水稲、茶	0.55 ha	大久保
認農	農業者C	茶	2.51 ha	茶	2.51 ha	大久保
	農業者D	茶	0.27 ha	茶	0.27 ha	大久保
	農業者E	水稲、茶	0.70 ha	水稲、茶	0.70 ha	大久保
	農業者F	水稲、茶	0.35 ha	水稲、茶	0.35 ha	大久保
計	9人		12.8 ha		17.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
大久保地区プランの「今後の農地の引受けの意向」欄については、現在の経営面積を含めて記載しています。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体を育成し、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や農地中間管理事業等を活用した、地域の農地の集積・集約化を推進する。

(農地の保全への取組方針)

中心経営体だけでなく、集落の農業者、土地所有者が一体となって農地の保全に取り組む。

(獣害防止対策の取組方針)

地域による獣害対策(電気柵の設置など)の取り組みを目指す。

(新たな担い手の確保)

地区外及び農家以外を含め、現耕作者がサポートしつつ一部作業からでも農作業に従事可能な人材を積極的に受け入れる取り組みを目指す。

(耕作放棄地の解消・再生利用)

基盤整備田の耕作放棄地について、事業等を活用しながら耕作可能な農地に戻していくことを目指す。

(担い手の育成と農地集積)

担い手への集積・集約化による作業の効率化をすすめるため、一集落のみではなく町内の他集落を含めて集約化できる取り組みを目指す。